

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

本プロポーザルは、令和3年度契約にかかる準備行為であり、契約の締結は本事業にかかる予算の議決が得られることを条件とします。

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和3年1月20日

世田谷区

### 1 件名

世田谷区被保護者健康管理支援事業委託

### 2 業務内容

#### (1) 受診勧奨

被保護者の日常生活の健康管理の動機付けを行うとともに、被保護者の健康状態をより精確に把握するため、被保護者に対して「世田谷区成人健康診査実施要綱」に基づき40歳以上の者を対象として実施している健康診査（以下「成人健診」という。）の受診勧奨を行う。

##### ① 1回目（6月～7月頃想定）

被保護者のうち、成人健診の対象者（75歳以上の者を除く。）に対して、成人健診の受診勧奨に関する文書を作成し発送する。

##### ② 2回目（11月頃想定）

次の者に対して、電話等により成人健診等の受診勧奨を行う。

ア ①の勧奨を行った者のうち未受診の者

イ 成人健診を受診した結果、「世田谷区成人保健指導実施要綱」に定める保健指導（以下「成人保健指導」という。）の対象となった者

※①②とも受診勧奨に必要な対象者の情報は委託者が提供する。

#### (2) 個別支援

特に健康に関する指導が必要と判断される被保護者に対して、保健師等による健康相談を実施し、自ら健康管理に努める意識醸成を図るとともに、必要に応じて適切な医療機関への受診や地域資源の活用につなげていく。

##### ① 対象候補者リストの作成

以下のア～ウの要件に該当する者を、委託者より提供されるレセプトデータや成人健診データを基に受託者が分析、抽出した対象候補者リストを作成し、委託者に情報提供する。

ア 前年度健診受診の結果、医療機関への受診を勧奨されたにも関わらず放置している者

イ 治療の中断者や未治療の者

ウ 糖尿病、高血圧、脂質異常症等の生活習慣病の発症（重症化）予防た

めの保健指導を行う必要のある者

## ② 支援対象候補者への事業参加申込書の送付

①で作成したリスト等をもとに、委託者が決定した支援対象候補者（※下記参照）に対して事業参加申込書を送付する。（申込のあった者を最終的な個別支援の対象者として委託者が決定する。）

※支援対象候補者から除外することを想定している者

- ア 介護施設等入所・医療施設入院中の者
- イ 重症化した疾患の者（がん、心疾患、脳血管疾患等）
- ウ 認知能力や同意能力に問題があると予測される者

※支援対象候補者に追加することを想定している者

- ア 前年度のレセプトデータ等から、頻回受診で支援対象にすべきと委託者が判断した者
- イ その他、委託者が個別支援の対象候補者として追加する必要があると判断した者

## ③対象者への支援

対象者の属性に応じて、個別面談や電話及び手紙等により健康状態や成人健診や医療機関の受診状況などを把握し、日常生活の健康管理の改善にかかる相談・指導を実施する。また、頻回受診の被保護者に対し、適正な医療機関の受診や治療につながるよう助言・指導を行う。

※詳細は、募集説明書のとおり。

## 3 履行期間

令和3年5月1日から令和6年3月31日まで（予定）

※契約は単年度ごととし、各年度の本事業にかかる予算配当があること及び履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

## 4 参加資格

世田谷区被保護者居宅生活安定化支援事業の実施に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメント（ISMS）適合性評価制度」の認証を

取得（取得申請中を含む）していること。

5 提案書の提出者を選考するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

6 提案書を特定するための評価基準

選定にあたっては、次に掲げる内容を評価する。

(1) 提案書の形式等について

- ① 提案書類の形式
- ② 部数等注意事項等の遵守
- ③ 見積金額の妥当性

(2) 提案書の内容について

- ① 事業趣旨の理解
- ② 実施計画の内容
- ③ 実施体制
- ④ 本事業に関連する事業の実績
- ⑤ 独自提案・アピール性

(3) 財務関係について

- ① 財務健全性
- ② 安定性
- ③ 効率性

(4) プレゼンテーション・ヒアリングの内容について

- ① 事業執行力
- ② 課題解決力
- ③ 実績の信頼性
- ④ 将来性
- ⑤ 総合評価

7 審査

提案書の形式等審査を通過した事業者のうち、提案書及び財務書類に基づいた採点の合計得点が高い、上位3事業者が2次審査に進む。ただし、財務審査の結果、本事業を受託するに足る経営基盤を備えていないと判断された場合は、2次審査に進むことはできない。本事業の選定は選定委員会により行うこととし、提案書、財務審査及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づいた採点の合計得点の最も高い提案書を特定する。

(1) 1次審査

書類審査及び財務審査

(2) 2次審査

## プレゼンテーション・ヒアリング審査

※選定結果は、文書で通知する。

※提出書類の内容等について、必要に応じて説明を求める場合がある。

## 8 手続き等

### (1) 担当部課

世田谷区保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎1階5番窓口

電話：03-5432-2932 FAX 03-5432-3020

E-mail：SEA02412@mb.city.setagaya.tokyo.jp

### (2) 説明書の交付期間、配布場所及び方法

期間：令和3年1月20日（水）～2月3日（水）【午後5時まで】

場所：上記（1）に同じ

方法：希望者に無償配布する（世田谷区のホームページからダウンロード可）。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/005/001/d00189847.html>

### (3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

期間：令和3年1月20日（水）～2月3日（水）【午後5時必着】

場所：上記（1）に同じ

方法：持参に限る

### (4) 財務関係書類の提出期間、場所及び方法

期間：令和3年2月5日（金）～2月12日（金）【午後5時必着】

場所：上記（1）に同じ

方法：持参に限る

### (5) 提案書の提出期間、場所及び方法

期間：令和3年2月5日（金）～3月4日（木）【午後5時必着】

場所：上記（1）に同じ

方法：持参に限る

## 9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記8（1）に同じ

(6) 世田谷区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することがで

きる。

- (7) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 提案者からの提出物は、世田谷区の所有とし、返却しない。また、世田谷区では、本件の目的以外に使用しない。
- (9) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、区は提案書の内容に拘束されないものとする。
- (10) 提案書が特定された事業者を本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とし、契約に向けての業務内容、契約条件、前事業者との引継ぎ等の協議を行う。
- (11) 詳細は、募集説明書による。